

成蹊大学大学院奨学生（緊急給付）募集要項

1、成蹊大学大学院奨学金（緊急給付）の概要

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の減少等により家計が急変したために、修学の意欲がありながら学業の継続が困難である大学院に在学する学生に対し、奨学金の緊急給付を行う。

2、給付金額・給付時期・採用予定人数

- (1) 給付額： 10万円
- (2) 採用予定人数： 学部生・大学院生あわせて約300名
※応募者多数の場合、成績による選考が入る可能性があります。
- (3) 給付時期： 2020年10月下旬

3、申請資格

以下(1)～(4)のすべてに該当する者

- (1) 成蹊大学大学院に在学する学生（私費外国人留学生で、成蹊大学私費外国人留学生授業料等減免に関する規則による授業料等納付金の減免を受けた者は除く）
- (2) 「学びの継続のための学生支援緊急給付金」を受給していないこと
※「学びの継続のための学生支援緊急給付金」とは文部科学省がLINEで募集を行った10万円または20万円の給付金です。
- (3) 新型コロナウイルスの影響によって生計維持者（原則父母）の収入・所得が減少していること。収入・所得の減少金額は問いませんが、減少後に見込まれる合算した収入・所得が以下①～③いずれかの基準を満たしている必要があります。
 - ① 給与・年金収入のみの場合：給与・年金収入金額（控除前）が800万円未満
 - ② 給与・年金収入以外の所得のみの場合：所得金額が400万円未満
 - ③ 給与・年金収入とその他の所得の両方がある場合：①の収入金額と②の所得金額を合算した金額が800万円未満※生計維持者が学生本人および配偶者（定職収入がある場合のみ）である場合は、成蹊大学学生部（0422-37-3539）までお問い合わせください。
- (4) 学修計画書により学修の意欲等が確認できること

4、申請方法・申請期限・書類郵送先

(1) 申請方法

以下①～⑤の書類を全て揃えて簡易書留で以下の(3) 郵送先へ送付してください。

- ① 成蹊大学大学院奨学金（緊急給付）申請書
- ② 成蹊大学大学院奨学金（緊急給付）振込口座届
- ③ 生計維持者全員の所得証明書類（コピー可）

※以下 i) および ii) とともに提出が必要です。

給与所得者：

- i) 区市町村発行の最新の所得証明書、又は最新の源泉徴収票
- ii) (収入減少のあった生計維持者のみ) 収入減少後～最新の給与明細書

自営業者等：

i) 区市町村発行の最新の所得証明書、又は最新の確定申告書（控）（第一表と第二表）（税務署收受印のあるもの。電子申請の場合は、受信通知等受信日時がわかるものも添付。）

ii)（収入減少のあった生計維持者のみ）収入減少後～最新の事業帳簿（各月の売上と経費がわかるもの）

④ 国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書またはこれに類するものと認められる公的証明書（コピー可）

※受給証明書・公的証明書が提出できない場合は、申告書（指定様式）を提出すること

⑤ 学修計画書

(2) 申請期限 2020年9月23日【必着】

(3) 郵送先

〒180-8633 武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1 成蹊大学 学生部 奨学金担当

<問い合わせ先>

成蹊大学学生部（TEL）0422-37-3539

平日（月～金）9：00～11：30、12：30～17：00

以 上